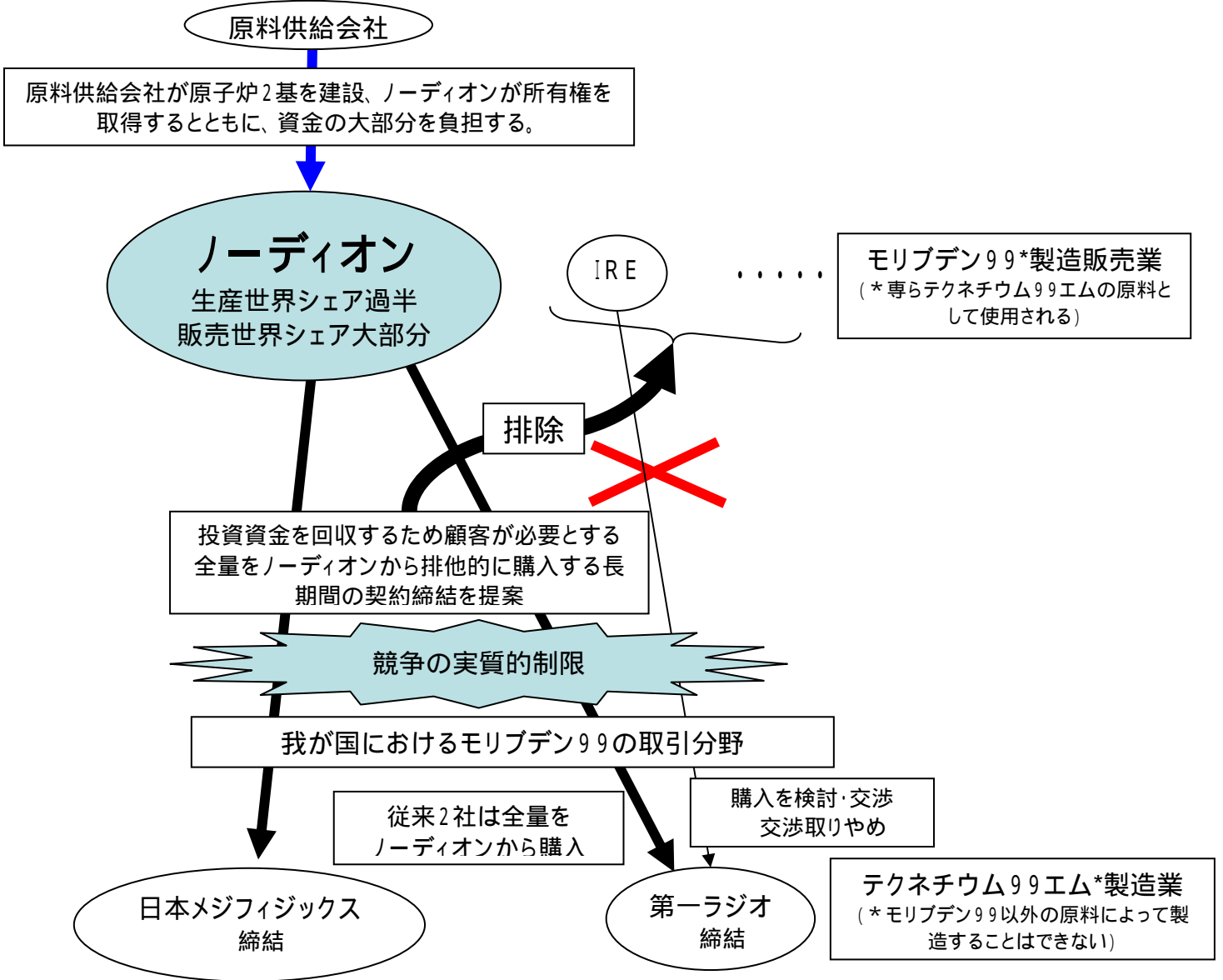


# 事務局補足資料

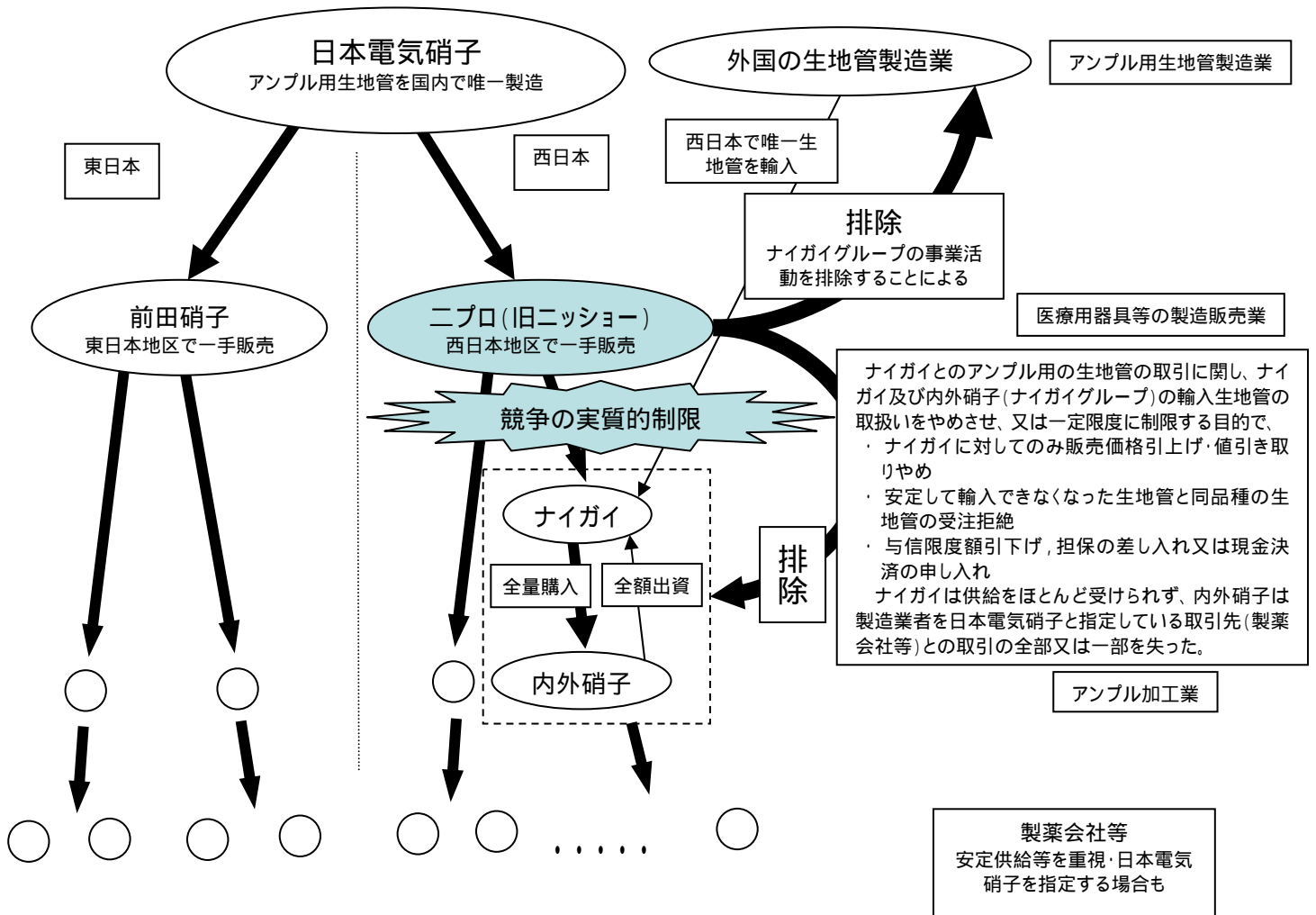
エム・ディ・エス・ノーディオン・インコーポレイテッドに対する件  
(平成10年9月3日勧告審決)



【違反行為の概要】

放射線医薬品の原料であるモリブデン99の世界における生産量の過半を占め、かつ販売数量の大部分を占めているカナダ所在のノーディオンが、我が国の取引先である日本メジフィジックスおよび第一ラジオとの間で、それぞれ、平成8年から10年間、その取得、使用、消費または加工するモリブデン99の全量をノーディオンから購入する義務を課す契約を締結して、他のモリブデン99の製造販売業者の事業活動を排除することにより、我が国におけるモリブデン99の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ニプロ(株)に対する件  
(平成18年6月5日審判審決)



【違反行為の概要】

ニプロ(旧ニッショー)は、ナイガイとのアンプル用の生地管の取引に関し、ナイガイ及び内外硝子(ナイガイグループ)の輸入生地管の取扱いをやめさせ、又は一定限度に制限する目的で、

株式会社ナイガイに対してのみ、平成7年4月以降の販売価格の引上げ、手形サイトの短縮及び特別値引きの実施の取りやめを申し入れ

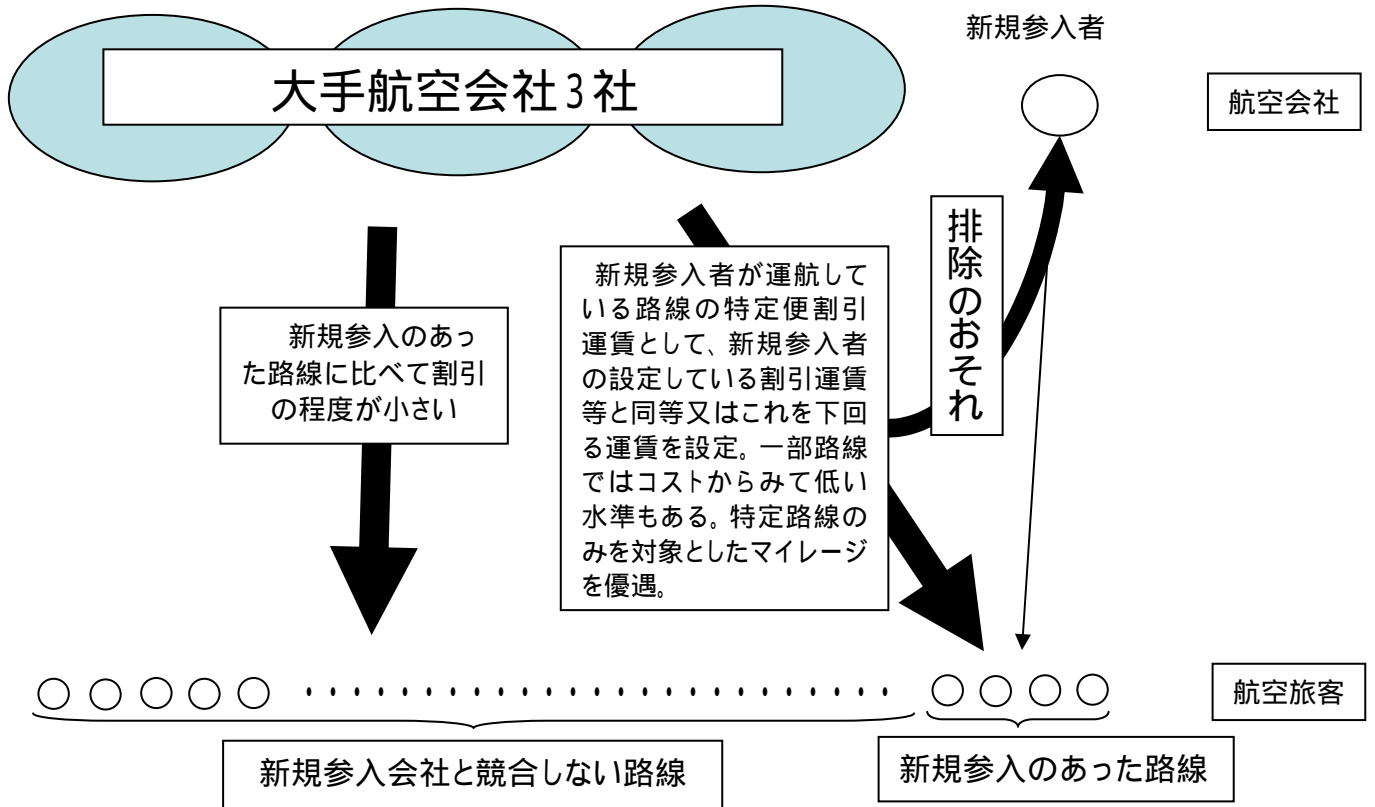
平成9年6月及び7月ころの株式会社ナイガイのアンプル用生地管の発注に対し、当該発注に係る生地管が同社が輸入している生地管と同品種のものであることを理由に受注を拒絶し

平成11年3月ころ以降、前記の販売価格の引上げを前提として、株式会社ナイガイの生地管購入代金債務に対する担保の差し入れ又は代金の現金決済のいずれかの条件以外での生地管の取引には応じない

ことにより、ナイガイグループの事業活動を排除し、外国の生地管製造業者を排除することにより、西日本地区における生地管の供給分野における競争を実質的に制限していた。

# 大手航空会社の対抗的な割引運賃の設定

(平成14年9月26日・9月30日公表)



## 【概要】

新規参入者が運航している路線の特定便割引運賃として、新規参入者の設定している割引運賃等と同等又はこれを下回る運賃を設定していた。また、当該特定割引運賃は、新規参入者と競合がある路線の割引の程度が大きく、一部の路線の運賃水準がコストからみても低いものとなっており、さらに競合路線のみを対象としたマイレージの優遇を行うなどの事実が認められた。

大手3社の市場における地位・状況、総合的事業能力、当該運賃水準、新規参入者に及ぼす影響等からみて独占禁止法3条(私的独占の禁止)に違反するおそれがあるとして自主的な改善措置を採ることを求めた。

大手3社が特定便割引運賃について引上げを決定・発表。

当面の問題は解消されるものであると考えているが、今後とも注視していく。なお効率化・合理化の推進等を通じて、運賃を引き下げることが否定するものではない。